

平成 28 年 8 月 22 日

被保険者 各位

外国運輸金融健康保険組合  
業務部・資格課

## 被扶養者資格の再認定について(重要)

日頃より、当組合の事業運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

当組合では、健康保険法施行規則第 50 条及び厚生労働省通知等により、保険給付及び高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、健康保険の被扶養者として認定されている方について、引続き被扶養者としての資格があるかどうかの確認(再認定)を定期的に行っています。

今年度は、被保険者証の記号が 1000 番台、2000 番台、3000 番台の事業所の方を対象に、別添の「健康保険被扶養者資格確認調書兼異動(訂正・削除)届」(以下「資格確認調書」といいます。)に記載の被扶養者について下記のとおり再認定を行います。

ご多忙の折、大変お手数をおかけいたしますが、期日までにご提出くださいますようお願い致します。

記

### 1. 再認定の基準日

平成 28 年 10 月 1 日

### 2. 対象被扶養者

平成 29 年 3 月 31 日現在において 19 歳以上 75 歳未満の被扶養者。  
ただし、認定年月日が平成 28 年 4 月 1 日以降の被扶養者は除きます。

### 3. 提出期限

会社が指定する期日までに、健康保険事務担当者へご提出ください。  
(当組合への提出期限:平成 28 年 10 月 3 日)

### 4. 提出書類

- 「健康保険被扶養者資格確認調書兼異動(訂正・削除)届」(正副)
- 被扶養者の要件を満たしている方は、認定状況を確認する為の証明書類(非課税証明、住民票、送金証明等、裏面をご参照ください。)
- 被扶養者の要件を満たさなくなった(被扶養者から削除する)方は、該当被扶養者の被保険者証等
- 訂正をする場合は、該当被扶養者の被保険者証等

### 5. 「資格確認調書」による削除・訂正の届出について

被扶養者の削除の届出、被扶養者の氏名、生年月日等の訂正の届出が出来ます。被扶養者から削除する場合、添付書類は不要ですが、該当被扶養者の被保険者証を必ず添付してください。被保険者証を失くしてしまった場合は、「被保険者証滅失届」を添付してください。

なお、訂正の場合は、新しい被保険者証を交付しますので、被保険者証を失くしてしまった場合は、「被保険者証滅失届」ではなく、「再交付申請書」を添付してください。

### 6. 不認定について

- 届出内容を審査の結果、被扶養者として認められない場合  
基準日(平成 28 年 10 月 1 日)付で被扶養者から削除します。ただし、基準日前に被扶養者でなくなっていることが判明した場合は、**基準額を超えた日に遡及して被扶養者から削除します。**(課税証明書等により、平成 27 年中に基準額を超えたことが判明した場合は**平成 28 年 1 月 1 日付で削除します。)**
- 「資格確認調書」または証明書類の提出がない(書類の不備を含む)場合  
再認定が行えませんが、被扶養者資格を継続する意思がないものと判断し、基準日(平成 28 年 10 月 1 日)付で被扶養者資格の削除を行います。

### 7. 不認定および削除・訂正の通知について

「資格確認調書」の副は、不認定となった場合及び削除又は氏名・生年月日等の訂正があった場合に通知書としてお返しいたします。不認定となった被扶養者の被保険者証はすみやかに健康保険事務担当者へお返しください。失くしてしまった場合は、「被保険者証滅失届」をご提出ください。

なお、被扶養者の削除または訂正等がない場合については、「資格確認調書」の副はお返しいたしませんのでご了承ください。

### 8. 医療費及びその他給付金、補助金等の返還について

被扶養者の資格が遡って取消または削除された場合や削除日以降も医療機関等で被保険者証を使用した場合は、削除年月日以降の医療費及びその他給付金、補助金等は、返還していただくこととなります。

### 9. 対象の被扶養者について、次の被扶養者の要件を満たしているか確認してください

- 被保険者からみて三親等内の親族であること
  - 被保険者と同一世帯でも別世帯でもよい人
    - 配偶者(「内縁の配偶者」も含む) ●子、孫 ●弟妹 ●父母などの直系尊属
  - 被保険者と同一世帯が条件の人
    - 上記以外の三親等内の親族(平成 28 年 10 月 1 日より、兄姉の同居要件は撤廃されます)
    - 被保険者の内縁の配偶者の子・父母 ●内縁の配偶者の死亡後の子・父母
- 主として被保険者の収入によって生計維持していること(収入の基準額)
  - 被保険者と同一世帯の場合は、年間収入が 130 万円(月額 108,334 円、日額 3,612 円)\*未満で、なおかつ被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満であること。
  - 被保険者と別世帯の場合は、年間収入が 130 万円(月額 108,334 円、日額 3,612 円)\*未満で、なおかつ、被保険者からの仕送りによる収入額より少ないこと。  
※ ただし、上記基準に合致していても、被保険者以外の方が主たる生計維持者である場合など、被扶養者と認められない場合があります。

### 10. 被扶養者の削除について

被扶養者の要件を満たさなくなった場合は、扶養認定できませんので、被扶養者から削除してください。次のような場合にも被扶養者の資格がなくなります([ ]は被扶養者から削除する日)。被扶養者から削除する事例等は、当組合のホームページ、「こんぱす」バックナンバー等もご参照ください。

- 就職(健康保険に加入)したとき [就職(健康保険に加入)した日]
- 被保険者と同一世帯が条件の被扶養者が、別世帯となったとき [別世帯となった日]
- 当初から月額 108,334 円\* 以上の収入が見込まれる仕事に就いたとき [仕事に就いた日]
- パート、アルバイト等の収入が増え、3 ヶ月の平均月額が 108,334 円\* 以上となったとき [基準額を超えることが見込まれた日、または基準額を超えた日]
- 確定申告により、〔売上金額－(売上原価＋必要最小限の経費)〕の額が、年 1,300,000 円\* 以上、となったとき [確定申告の提出日]
- 日額 3,612 円\* 以上の雇用保険の基本手当等の受給を開始したとき [待機期間満了日の翌日]
- 月額 108,334 円\* 以上の年金が支給されるようになったとき [受給開始日]
- 被保険者の収入が減り、または被扶養者の収入が増えて、被保険者の収入が被扶養者の収入の 2 倍以下となったとき(同一世帯の場合) [事実発生日]
- 被保険者から被扶養者への仕送りが減り、または被扶養者の収入が増えて、仕送り額が被扶養者の収入額以下になったとき(別世帯の場合) [事実発生日]
- 生計維持関係がなくなったとき [結婚した日、離婚した日、別居した日等]
- 夫婦が共同して子を扶養している場合、被保険者の収入が配偶者より少なくなったとき。[事実発生日]
- 両親のどちらかが被扶養者の場合、ア.両親の年収合計が 360 万円以上となったとき、イ.同一世帯の場合、夫婦一方の年収が被保険者の年収以上になったとき、ウ.別世帯の場合、夫婦一方の年収の 2 分の 1 が被保険者からの援助による収入額以上となったとき [事実発生日]
- 後期高齢者医療の被保険者になったとき [75 歳の誕生日]

\* 60 歳以上または障害年金受給者と同程度以上の障害のある者は 180 万円(月額 150,000 円、日額 5,000 円)未満。

ご不明な点がございましたら、貴事業所の健康保険事務担当者又は外国運輸金融健康保険組合資格課(電話 0 3 - 3 5 7 4 - 8 2 1 7)までお問い合わせください。また、当組合のホームページもご参照ください。

(裏面の「添付する証明書類」、資格確認調書の記入方法及び年間収入をご参照ください)

【添付する証明書類】

- 対象の被扶養者が該当する書類について、下表を参考に確認し、直近のもの写しを添付してください。  
 なお、下表以外に追加書類の提出を求める場合があります。

ア 収入に関する書類(複数該当する場合は該当するものすべて)

区 分	必 要 な 書 類
収入のある方	いずれかひとつ ① 直近3ヵ月分の給与明細の写し ② 平成28年度 課税(非課税)証明書 ③ 平成27年分給与所得の源泉徴収票 の写し
	年金収入のある方 年金振込通知書 または 年金額改定通知書(直近のもの)
	事業所得、不動産所得、雑所得(年金以外)のある方 平成27年分 確定申告書 および 収支内訳書の写し
	利子所得、配当所得のある方 平成28年度 課税(非課税)証明書
	雇用保険の基本手当等を受給中の方 雇用保険受給資格者証(両面) の写し
健康保険の資格喪失後の傷病手当金等を受けている方など 傷病手当金等の支給決定通知書の写しなど、支給金額のわかる書類	
収入のない方	以下の方を除く 平成28年度 課税(非課税)証明書
	学生 学生証(有効期限内のもの)の写し または 在学証明書
	平成28年1月1日に日本に住所がなかった方 海外からの転入年月日が記載された住民票(注2) の写し
	平成27年1月1日以降に退職したことにより、被扶養者となった方で、平成27年中の収入が130万円(注1)以上の方 ①および② ① 平成28年度 課税(非課税)証明書 ② 退職年月日のわかるもの(離職票の写、退職証明書など)

イ 世帯、仕送りに関する書類

a 同一世帯の場合

続柄等区分	必 要 な 書 類
配偶者、学生である子	不要
その他	被保険者の世帯全員の住民票(発行後3ヵ月以内のもの)

b 別世帯の場合

続柄等区分	必 要 な 書 類
配偶者、学生である子	不要
子(学生以外)、孫、父、母、直系尊属、弟、妹	仕送り証明(※) 振込明細の写し、預金通帳の写し、現金書留の控えの写しなど、日付、仕送り人、受取人、金額のわかるもの (例外)同一住所別世帯の場合 被保険者の世帯全員の住民票(注2) および 被扶養者の世帯全員の住民票(注2) (号室番号が異なる場合、または一方のみ号室番号の記載がある場合は、同一住所とは認めません。)
兄、姉、義父母等	被扶養者として認められません。

(注1) 130万円は、60歳以上または障害厚生年金と同程度の障害を有する方の場合には180万円となります。

(注2) ・住民票は、マイナンバー(個人番号)の記載がないものを添付してください。なお、マイナンバー(個人番号)の記載があった場合は、番号を塗りつぶすなど、見えないようにしてください。

・外国人の住民票には、在留資格、在留期間等に関する記載が必要です。

※ 仕送り証明について

下記を参考に、被扶養者の収入額より多い金額を仕送りしていることを証明する書類を添付してください。

**なお、手渡し、紛失したものは認められません。書類が提出できない場合は、仕送りがされていないものとみなしますので、被扶養者から削除してください。**

また、被保険者が単身赴任している場合は、「資格確認調書」の④世帯区分の「別(単赴)」に○を付したうえで、①事業主証明欄に事業主の証明を受けた場合に限り、仕送り証明が不要となります。

被扶養者の月収	被保険者からの仕送り額	添付するもの	被扶養者(再認定)
70,000円	毎月80,000円	直近3ヵ月分の仕送り証明	認められる
	毎月60,000円	—	認められません (被扶養者から削除してください)
	毎月60,000円他に、6月と12月に100,000円ずつ(毎月分と合わせると1ヵ月あたり76,666円)	直近3ヵ月分の仕送り証明と12月、6月の仕送り証明	認められる
	毎月60,000円他に、6月と12月に50,000円ずつ(毎月分と合わせると1ヵ月あたり68,333円)	—	認められません (被扶養者から削除してください)

【記入例】 ※ 提出の際には、左表の【添付する証明書類】をご参照のうえ、必要書類を必ず添付してください。

被保険者	記号・番号	5000-1	氏名	がいつ けんめい 外運 金太郎	性別	男	生年月日	昭和40年 3月 4日			
	資格取得年月日	平成19年10月11日			住所	106-0000 東京都港区麻布十番〇-〇-〇					
						<del>105-0000 東京都港区芝公園△=△=△</del>					
被扶養者	(フリガナ) 被扶養者氏名		生年月日	性別	続柄	①職業	②収入の種類	④世帯区分	⑤仕送り額(月額)	⑦扶養削除の理由	
		がいつ ユウ 外運 融子	昭和44. 5. 6	女	妻	無職	③月収 不動産収入 100.000 円	⑥別世帯住所	同(別)(単赴・他) 円	⑧削除年月日 平成 年 月 日	
		がいつ ケンタ 外運 健太	平成7. 8. 9	男	子	大学生	0 円	同(別)(単赴・他) 円	同(別)(単赴・他) 円	平成 年 月 日	
		がいつ マレ 外運 保稀	平成8. 9. 10	女	子	会社員	円	同(別)(単赴・他) 円	同(別)(単赴・他) 円	就職 平成28年8月1日	
		がいつ クミ 外運 組子	平成9. 10. 11	女	子	アルバイト	給与 110.000 円	同(別)(単赴・他) 円	同(別)(単赴・他) 円	収入超過 平成28年8月25日	
		がいつ アイ 外運 合子	昭和20. 11. 12	女	母	パート	給与、年金 140.000 円	同(別)(単赴・他) 円	150.000 円	同(別)(単赴・他) 円	平成 年 月 日
⑨特例退職被保険者の連絡先電話番号						⑩備考					

記 入 方 法

- (1) この「資格確認調書」は、平成28年8月2日現在のデータにより作成しております。8月3日以降に被扶養者でなくなった届出を既に提出した場合は、当該者を二重取消し線で抹消し、「書類提出済」とご記入ください。
- (2) 記載事項に誤りがないかをご確認いただき、被扶養者の現在の状況について、記入例を参考に①～⑨の該当する欄を記入してください。
- (3) 必ず、被保険者の押印または署名をお願いします。
- (4) ①欄は、パート、アルバイト、自営業、無職等と具体的に記入ください。また、学生の場合は、大学生等とご記入ください。
- (5) ②欄は、給与、年金、不動産収入、利子収入等とご記入ください。
- (6) ③欄は、下表の月平均額をご記入ください。収入のない場合は、0円とご記入ください。
- (7) ④欄は、該当する方を○で囲んでください。なお、別世帯の場合は、「単赴」(単身赴任)、「他」(単身赴任以外)の該当する方を○で囲み、⑥欄に被扶養者の住所をご記入ください。
- (8) ⑤欄の仕送り額(月額)が、③月収以下の場合は、被扶養者の資格がなくなります。なお、被保険者が単身赴任の場合、配偶者および子が学生の場合は、仕送り額のご記入は不要です。
- (9) ⑦欄は、被扶養者でなくなった理由を、⑧欄は、被扶養者から削除する年月日をご記入ください。

注 意 事 項

- 収入に含まれるもの  
 収入には、退職金など一時的な収入を除く全ての収入が含まれます。非課税とされている通勤交通費、遺族年金、障害年金、失業給付、休業給付なども含まれます。
- 年間収入とは  
 被扶養者の年間収入は、(その状態がそのまま続くと仮定した場合)の将来に向かっての1年間の収入見込額をいいます。所得税法上の年間所得(収入)のとらえ方(1月から12月までの1年間)とは違っていますので、ご注意ください。  
 年間収入見込額は、直近の実績で判断します。給与収入のある方は直近3ヵ月の平均月収×12で、自営業者は前年実績(事業所得、不動産所得等は、総収入額から売上原価および生産活動に要する原材料費等、必要最小限の経費を除いたもの)で、今後の年間収入見込額(年間収入)と判断します。収入の基礎となった期間が1ヵ月や1年に満たない場合は、1ヵ月または1年に換算して判断し判断します。
- 事業所得(営業等・農業所得)、不動産所得、雑所得(原稿料等)のある方  
 総収入額から売上原価と必要最小限の経費を除いたもの(下表参照)が収入金額になります。マイナスとなった場合の収入額は「0円」となります。また、営業等所得のマイナスを他の収入、所得から控除したり、雑所得(金融商品)で生じたマイナスを他の雑所得(年金、原稿料等)から控除したりすることはできません。

年間収入(見込)計算表	① 給与収入	円	・直近3ヵ月の給与等収入(各種控除前の総収入)の平均月収×12	
	② 年金	公的年金等	円	・公的年金等は、直近の年金振込通知書の「年金支払額」(介護保険料や所得税控除前の支払額)を年額に換算し、国民年金、厚生年金、遺族年金、障害年金、年金基金、企業年金等全ての年金額を合計してください。
		個人年金	円	・個人年金は、支払明細書等の必要経費(払込保険料)の控除前の支払金額を記入してください。
	③ 確定(収入金額申告) 計	事業 営業等 ア	円	・確定申告書の所得金額ではありません。
		事業 農業 イ	円	・確定申告書の「収入金額等」から、売上原価と必要最小限の経費を除いたものを記入してください。
		不動産 ウ	円	・必要最小限の経費は、所得税法上認められる経費よりも範囲が狭く、減価償却費、貸倒(引当)金、
		利子 エ	円	・利子割引料、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、雑費、青色申告特別控除等は控除できません。
		配当 オ	円	・配当・利子所得は、税金控除前の総収入額で計算します。(必要経費は控除できません)。
	計	(雑)その他 ク	円	・また、所得の損益通算、繰越控除はできません。
		計	円	・その他は、個人年金を除く原稿料、印税、講演料等です。
④ 失業給付		円	・基本手当日額×360	
⑤ その他休業給付	円	・傷病手当金、出産手当金等。(受給日額×360)		
⑥ その他の収入	円	・上記に該当しない収入		
年収金額合計	円	・年間収入が1,300,000円*以上の場合は、被扶養者から削除してください。 (*60歳以上または障害年金受給者と同程度以上の障害のある者は1,800,000円)		
①+②+③+④+⑤+⑥	円	・年収金額合計を12で除して、月平均額を確認調書に記入してください。		
月平均額	円	・年収金額合計を12で除して、月平均額を確認調書に記入してください。		